

(様式 2)

公益財団法人 東京都中小企業振興公社宛

東京都ものづくり生産性革新スクール（入門コース）受講規約兼誓約書

私（以下、「受講生」という）は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という）が実施する東京都ものづくり生産性革新スクール（入門コース）（以下、「本スクール」という）の受講にあたり、以下の規約を遵守することを誓約します。

（目的）

第1条

本規約は、受講生が本スクールを受講するにあたり必要な事項を定め、本スクールの円滑な運営を図ることを目的とします

（派遣元企業について）

第2条

派遣元企業は本スクールの対象である中小企業者及び中小企業団体等（いずれも別紙1に規定）であり、都内に主たる事業所又は工場を置いています。

（視聴環境について）

第3条

本スクールを受講するために必要な視聴環境（パソコン、ブラウザ、通信環境等）は、受講生（派遣元企業）の負担及び責任において準備維持するものとします。

（受講用 URL・ID・パスワードについて）

第4条

- 受講生は、講義受講用に配布されたURL、ミーティングIDやパスワードを、第三者に貸与、譲渡等を含め共有化することを厳禁します。
- 受講生は上記URL・ID・パスワードが第三者に漏洩しないように厳格に管理し、万が一漏洩した場合には、直ちにその旨を公社に連絡するものとします。

（著作権や知的財産権等の侵害を招く行為の禁止）

第5条

本スクールを通じて提供されるすべての文章、画像、映像、音声等についての著作権等の知的財産権は各講師および早稲田大学大学院経営管理研究科教授／東京大学名誉教授 藤本隆宏氏に帰属し、受講者はこれらを侵害する次の各項に定める行為を厳格に禁止します。

- 本スクールの講義内容を撮影、録画、録音等すること。
- 配布された資料等を複写（コピー等）すること、再配布すること、転載、転用すること。
- その他、著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等他人の権利を侵害すること。
- 前項に掲げる行為によって、公社または第三者に損害が生じた場合、受講生（派遣元企業）はすべての法的責任を負うものとし、公社および第三者に損害を与えないものとします。

（講師からの依頼事項について）

第6条

本スクールに関して各講師からの依頼事項があった場合、受講者はできる限りそれに従い、円滑な運営に協力するものとします。

（協議について）

第7条

本書に定めのない事項、または、本書の定めに疑義を生じた場合は、誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

令和 年 月 日

所属企業

以上

氏 名

## 別紙1

1、中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定されているもののうち、大企業（※1）が実質的に参画（※2）していないものをいう。

2、中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。

※1）大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合

※2）大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している場合。
- ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している場合。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は社員が兼務している場合。
- ・その他、大企業が実質的に経営を支配、参画していると考えられる場合。